

大阪府告示第875号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により定めた大阪府保健医療計画の内容は、次のとおりである。

なお、当該計画は、大阪府健康医療部保健医療室医療対策課、府内の各保健所及び大阪府府政情報センターにおいて、平成25年4月8日から1月間一般の縦覧に供する。

平成25年4月3日

大阪府知事 松井 一郎

- 1 大阪府保健医療計画について
- 2 保健医療提供体制の基本的な状況
- 3 大阪府における保健医療体制
- 4 保健医療提供体制と保健医療計画の評価及び見直し
- 5 保健・医療・福祉の総合的な取組
- 6 健康危機管理体制の構築
- 7 各医療圏における医療提供体制等